

## 第二種動物取扱業の届出をされる方へ

### 届出書類

※①の届出書は1種別ごとに1枚ずつ必要ですが、他の書類は1部の提出で結構です。

※届出書類は、写しを併せて作成し、本書と写しを両方提出してください。

① 第二種動物取扱業届出書（1種別ごとに1枚ずつ必要です）

② 第二種動物取扱業の実施の方法（譲渡し・貸出しの場合）

③ 権原を証明する書類

飼養施設の建物・土地について、事業の実施に必要な権原を有していることを証明する書類が必要です。「権原」とは、その建物等の使用許可を所有者より許諾されているかどうかということです。

・自己保有の場合

第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の事業の実施に関わる  
場所使用権原自認書（様式1）

・非自己保有の場合

賃貸借契約書のコピー＊

または第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の事業の実施に関わる  
場所使用承諾証明書（様式2）

（＊賃貸借契約書の場合は、原本に相違ないことを確認しますので、契約書の原本もお持ち下さい）

④ 飼養施設の平面図

⑤ 飼養施設の付近の見取図

⑥ ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）

（法人の場合）

⑦ 登記事項証明書（商業登記用：登記事項全部証明書）